

令和元年度一般会計決算における入湯税が充当された経費について

入湯税及び事業所税については、地方税法において収入の使途が定められている目的税であり、その使途を明らかにする必要があるとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村の入湯税の相当額について、下記のとおり本村が取り組む施策に活用しました。

(歳入) 入湯税

3,553 千円

(歳出) 入湯税を充当する経費

17,630 千円

【経費の内訳】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
環境衛生施設の整備	合併処理浄化槽普及事業	1,597	561			1,036
	小計	1,597	561			1,036
鉱泉源の保護管理施設	村営温泉源泉設備管理事業	4,591				4,591
	小計	4,591				4,591
消防施設等の整備	消防施設整備事業	3,276				3,276
	小計	3,276				3,276
観光施設の整備	地域振興拠点施設管理事業	6,634				6,634
	小計	6,634				6,634
観光振興	観光振興事業	1,532				1,532
	小計	1,532				1,532
合計		17,630	561			17,069